

文化財保存修復学会大会の開催運營業務 (令和4年度・令和5年度・令和6年度大会) 仕様書

1. 趣旨・目的

文化財保存修復学会（以下「学会」という）会員の最新の研究成果及び情報発信の場として、また、保存修復の在り方に向けて活発な議論の場として、大会を開催する。大会では、口頭発表及びポスター発表等を中心に実り多い議論を通して、この分野の発展に資することを目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務内容

学会会員の研究成果の口頭発表会場、ポスター発表及び企業の展示ブース等を設営し、大会の開催運營業務を実施する。

(2) 実施日

令和4年度から令和6年度の各年度の5月中旬から6月下旬までの連続する土曜日・日曜日の2日間

(3) 実施場所

学会が選定した会場とする。

(4) 会員、大会出席者及び展示企業等との連絡業務

- ① 各年度の大会用の専用HPを作成し、大会に関する必要な情報を掲載する。大会関連情報は、適宜更新すること。
- ② HPとは別に、各年度の大会の開催案内用に、ファーストサーキュラー、セカンドサーキュラーを印刷し、会員等に配布する。なお、それぞれの印刷物の内容および部数は学会の指示にしたがうこと。
- ③ 機器展示企業を募集する。
 - 1) 機器展示を申し出た企業数に応じてブース（幅270cm、奥行き180cm、高さ210cm）を設営・管理すること。
 - 2) 機器展示のためのブース使用料は、学会の指示に従って決定し、使用料の振り込み等を管理すること。
- ④ 研究発表要旨集への掲載広告を募集する。なお、広告掲載料は学会の指示に従い、広告掲載料の管理を行うこと。
- ⑤ 会員からの研究発表種目による申込みを受付け・整理すること。
- ⑥ 大会登録料は、学会の指導により詳細を決定し、事前の郵便振替等による入金、当日の現金等による入金を確認・管理すること。なお、未納者からは参加費を徴集し管理すること。
- ⑦ 大会開催当日に参加者の受付及び研究成果発表要旨集等の配布、並びにプログラムに沿った進行管理を行うこと。
- ⑧ 上記事項にかかるそれぞれの期日については、大会実行委員会の指示に従うこと。

(5) 大会会場との連絡調整

- ① 口頭発表会場、ポスター発表会場及び機器展示会場を学会の指導のもと、会場と協議し責任をもって機材等を手配し設営・撤去すること。
- ② 会場等の設営作業は、大会前日にすべて完了させるものとする。また、撤去

作業は、大会2日目のプログラム終了後、午後7時（あるいは施設の指定する時間）までに完了すること。

(6) 研究発表要旨集の作成

学会からの指示を受け、口頭発表者及びポスター発表者から研究発表要旨を集め、当日までにA4版1色の研究発表要旨集を作成し、参加者及び参加登録者へ配布する。なお、印刷物の内容は学会の指示にしたがうこと。

(7) 懇親会場の手配・管理

大会関係者及び会員300名程度が立食形式で懇親を深めることのできる会場・設備を提供する。なお、懇親会の参加費は学会と協議の上決定し、受託者が徴収・管理する。

3. 業務の範囲

- (1) 業務実施運営計画の企画・立案
- (2) 大会開催会場の借用契約の締結
- (3) 会員及び大会出席者並びに機器展示企業等との連絡調整
- (4) 大会会場との連絡調整、会場設営、必要機材等の手配
- (5) 開催周知、開催案内、研究発表要旨集の印刷手配・印刷
- (6) 大会登録料の徴収・管理
- (7) 大会運営業務
- (8) 大会開催時の詳細な業務完了報告書等の作成
- (9) その他大会開催に必要な業務

4. 著作権、成果物等の取扱い

- (1) 本業務の実施にあたり発生した著作権等については、原則として学会に帰属するものとする。
- (2) 本業務の実施に当たっては、著作権等の保護に十分配慮するものとする。

5. 会場使用料

会場使用料は、業務委託費から支払うものとする。

6. 成果物

研究発表要旨集20部を学会事務局に、大会終了後1週間以内に提出すること。

7. その他

- (1) 検収は学会が行う。
- (2) 提出した書類または各年度の文化財保存修復学会大会の運営等について即時説明のできる体制を整えること。
- (3) 仕様書に定めのない事項がある場合、または疑義が生じた場合は、担当理事の指示に従うこと。
- (4) 仕様書に定めている事項について変更が生じた場合、担当理事と協議のうえ、対応を決定する。
- (5) 大会準備金(ファーストサーキュラー・セカンドサーキュラー発送経費等)として、契約金額のなかから支給する。支給金額は契約時に学会担当者と協議のうえ、決定する。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、適宜、学会と協議のうえ、社会情勢に合わせ望ましい形で大会運営方式への変更にも対応すること

以上